

## 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく 教示の文の標準を定める規則

平成19年2月1日  
規則第6号

改正 平成28年3月29日 規則第2号

### (趣旨)

第1条 この規則は、広域連合長又はその補助機関が処分する場合に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139条）第46条第1項及び第2項の規定により当該処分の相手方に対して行う教示の文について、別に定めるものを除くほか、その標準を定めるものとする。

### (標準)

第2条 前条の教示の文の標準は、別表のとおりとする。

### 附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

### 附 則（平成28年規則第2号）

### (施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行前にされた栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）若しくは栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）に基づく処分又はこの規則の施行前にされた情報公開条例若しくは個人情報保護条例に基づく申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

第1 処分に対して不服申立て及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、栃木県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において栃木県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、栃木県後期高齢者医療広域連合長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第2 法律に処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがある場合

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栃木県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分については、適法な審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することはできませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、栃木県後期高齢者医療広域連合（訴訟において栃木県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、栃木県後期高齢者医療広域連合長となります。）を被告として取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき。

この処分について、審査請求に対する裁決を経て取消しの訴えを提起する場合には、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合（訴訟において栃木県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、栃木県後期高齢者医療広域連合長となります。）を被告として提起することとなります。

### 第3 法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、栃木県後期高齢者医療広域連合長に対し審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分については、処分の取消しの訴えを提起できず、審査請求に対する裁決に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

### 備考

処分の形式又は内容に応じて、必要な修正を行うものとする。